

冷凍空調規格委員会
平成 27 年度 第 3 回 冷凍空調装置の施設基準検討分科会
議事録

1. 日 時 : 平成 28 年 3 月 30 日(水) 13:30~17:00
2. 場 所 : 高圧ガス保安協会 第 3 会議室
3. 出 席 : 委員 福田主査、辻副主査、松浦、小石川、澤柳、坂口、新、甲斐、
桐生
KHK 國友、飯沼、藤井、林
4. 配付資料 :
 - 資料 15 平成 27 年度 第 2 回 冷凍空調装置の施設基準検討分科会 議事録 (案)
 - 資料 16 冷凍空調装置の施設基準の改大方針について (案)
 - 資料 17 「冷凍空調装置の施設基準」の名称「装置」とした由来及び名称改正「冷凍空調施設基準」について (意見具申)
 - 資料 18 高圧ガス保安法 諸手続の手引 (社)日設連
 - 資料 19 高圧ガス製造許可申請書等 手続要領 (冷凍フルオロカーボン事業所)
東京都環境局環境改善部環境保安課
 - 資料 20 冷凍関係申請・検査の手引
茨城県生活環境部防災・危機管理局消防安全課
 - 資料 21 KHKS0302-1 に R32 を適用した場合の手当の要否
 - 資料 22 KHKS0302-1 改正案に対する意見
 - 資料 23 KHKS0302-2 改正案に対する意見
 - 資料 24 KHKS0302-3 改正案に対する意見
 - 資料 25 冷凍空調装置の施設基準 (KHKS 0302-1 (2011)) 改正案
 - 資料 26 冷凍空調装置の施設基準 (KHKS 0302-2 (2011)) 改正案
 - 参考資料 1 第 1 回資料 8 冷凍空調装置の施設基準 (KHKS0302-1~3(2011)・
KHKS0302-4(2015)) 一覧表
 - 参考資料 2 高圧ガス保安のスマート化の検討について (案)
平成 28 年 3 月 9 日産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会
5. 定足数報告
事務局から、委員出席者数は 9 名であり、規格委員会規程第 14 条第 1 項に定める定足数を満足する旨の報告があった。

6. 議事

(1) 第2回議事録(案)の確認について

議事録案は原案のとおり承認された。

(2) 冷凍空調装置の施設基準の改訂方針(案)について

1) 冷凍空調施設の施設基準の改訂方針について

事務局から資料16に基づき、冷凍空調装置の施設基準(KHKS 0302-1, 2, 3 (2011))の改訂方針(案)について、KHKS 0302-1, 2はこれまでの検討結果を踏まえて改訂し、KHKS 0302-3は改訂を先送りしたいと説明があった。主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ R 3 2、R 1 2 3 4 yf 及び R 1 2 3 4 ze を「不活性ガス」に位置付けるとあるが、高圧ガス保安法上で位置づけることになるのか。

→高圧ガス小委員会は経済産業省の委員会であり、この委員会において、省令改訂の方向性が打ち出された。今後、冷凍則上の不活性ガスとして定義することになると思われる。

- ・ 他の省令との整合性はどのように考えているのか。

→参考資料2「高圧ガス保安のスマート化の検討について(案)」によれば、一般則、コンビ則においても必要な措置を講じれば「不活性ガス」と位置づけるとある。

- ・ R 3 2 は KHKS0302-3 の適用範囲のままとするのか。

→今回は適用範囲のままとし、省令改訂後 R 3 2 を適用範囲から外す改訂の検討をする。

上記質疑応答の後、KHKS 0302-1, 2 はこれまでの検討結果を踏まえて改訂し、KHKS 0302-3 は省令改訂を先送りすることとした。

2) 「冷凍空調装置の施設基準」の名称改訂について

新委員から資料17に基づき、「冷凍空調装置」の名称の由来について説明があり、過去の経緯を踏まえた上で、「冷凍空調装置の施設基準」のままで良いのではないかとの意見があった。また、辻委員から資料18に基づき、高圧ガス保安法諸手続の手引き(日本冷凍空調設備工業連合会)の説明があった。主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 「冷凍空調装置の施設基準」の適用範囲はどこまでののか。

→冷凍施設までが適用範囲となる。

上記質疑応答の後、「冷凍空調装置の施設基準」の名称は変更しないことになった。

3) 施設基準改正案に対する意見

辻委員より資料 22 から 24 までに基づき、冷凍空調装置の施設基準 (KHKS0302-1, 2, 3(2011)) 改正案に対する意見があった。主な質疑応答は以下のとおり。

- ・「火気設備の区分と距離」において、火気設備の区分に規定されている温水ボイラを貫流ボイラに変更できないか。

→温水ボイラを貫流ボイラに変更すると、例示基準以下の基準となるため、変更できない。

- ・「火気設備の区分と距離」において、火気設備の区分毎に規定されている定格熱出力に根拠はあるのか。

→明確な根拠はない。今回の改正において、定格熱出力は削除している。

- ・KHKS 0302-3 の改正については見送ることとしたが、これまでに検討した意見等は残してはどうか。

→次回の検討の際にこれまでの意見等を反映できるように整理する。

上記質疑応答の後、原案どおり例示基準に整合させることとした。KHKS 0302-3 の改正については、次回の検討の際にこれまでの意見等を反映できるように整理することとした。

(3) 冷凍空調装置の施設基準(KHKS0302-1, 2, 3(2011))の改正案について

事務局から資料 25, 26 に基づき、これまでのご指摘を踏まえた改正箇所の説明があった。主な質疑応答は以下のとおり。

- ・「火気設備の区分と距離」において、大型火気設備の距離緩和の条件に「防火壁を設け、又は温度過昇防止壁が設けている場合」では分かりにくいのではないか。

→「防火壁を設ける場合又は温度過昇防止壁を設けている場合」に修正する。

上記質疑応答の後、改正案を上記のとおり修正することで、改正案は承認された。

(4) その他

事務局は、本日のご議論を踏まえた改正案を各委員にメールで送付することとした。

ご意見がある委員は、メール送付後2週間以内にメールにて返信することとした。

以上